

令和5年度 滋賀県営都市公園指定管理者募集要項等に関する質問と回答

令和 5年 9月 20日
滋賀県土木交通部都市計画課

番号	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項共通編 3ページ (2) 管理業務の範囲外の業務 1自主事業に関する留意事項について	自動販売機の設置（自主事業）に係る収益についても、 <u>1/2以上</u> は都市公園のサービス水準向上を目的とした業務に還元することでよろしいでしょうか。	指定管理者が自主事業にて設置する自動販売機の収益については、以下の2点に留意ください。 ・当該自動販売機の設置に係る使用料の3倍の金額を納付金として県へ納付すること ・県への納付額を除く利益は、指定管理者が管理する施設の設立趣旨に合致する事業や施設利用者のサービス向上、施設で実施する自主事業等への活用とすること
2	募集要項共通編 3ページ 駐車場の一部有料化の取組提案について	「令和5年度秋に実施予定の有料化社会実験の成果を踏まえ、その成果の範囲において改善し、上記の協議までに再提案することができるものとします。」とありますが、滋賀県において令和5年度秋に社会実験を実施され、その成果について公表されるということよろしいですか。	滋賀県において令和5年度秋に有料化社会実験を実施し、その成果を公表する予定です。
3	募集要項共通編 6ページ イ 参考額 1湖岸緑地の大津地域ほか2公園（5か年）	1湖岸緑地の大津地域ほか2公園（5か年）の指定管理料総額の参考額について、前期間の募集要項に記載の金額と今回の金額の差額（増額）の根拠を教えてください。	「滋賀県が締結する契約に関する条例」の趣旨に鑑み、賃金の増加に加え、物価上昇の状況を加味するとともに、これまでの指定管理実績を踏まえ、指定管理料総額の参考額を算定しています。

4	募集要項共通編 6 ページ イ 参考額	指定管理料総額の参考額はどのような計算根拠で算出されたのですか？5年前の参考額に対して南湖東岸は 0.4%、大津地区は1.8%、湖東湖北地区は1.4%の増額となっていますが、最も維持管理費用が高んでいるとされた南湖東岸地区の増額が最も少ないのは何故でしょうか？また、物価上昇率は2021年から現在までで2年で5%程度なのに対し増額幅がそれに大きく及ばないのは事実上のコストカットを応募者に求めているという理解で宜しいですか？	「滋賀県が締結する契約に関する条例」の趣旨に鑑み、賃金の増加に加え、物価上昇の状況を加味するとともに、これまでの指定管理実績を踏まえ、指定管理料総額の参考額を算定しています。
5	募集要項共通編 6 ページ ③県が支払う管理料 ウ 管理料の清算等	1件、100万円以上の費用の発生するもので、管理料から、加算、減額とありますが、減額されるような事象とは、为什么呢。	減額は、100万円以上の修繕や効用を増加させる改修等の費用を参考額に含めている場合に、これを行わなくなったときが該当します。 現募集要項には、減額されるような事象は含めていません。
6	募集要項共通編 12 ページ (4) 指定管理者と県とのリスクの分担	物価変動リスクの負担を指定管理者に求めています。この2年は指定管理者の責めに帰すべきではない事由で物価が上昇しています。こうしたことへの負担は県が担うべきではないかと思いますが、県としての考え方を伺います。	物価変動は指定管理者のリスク分担としていますが、急激な物価上昇等が生じる等、特別の事情が生じた場合は、県と指定管理者とで協議の上、協定を改定することは可能としています。
7	募集要項共通編 12 ページ (4) 指定管理者と県とのリスクの分担	「不可抗力により県、または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象に伴う施設、設備の修復による経費の増加」の負担については県とありますが、台風等で倒木があった場合などの費用負担は、「管理物件の損傷」に伴う、経年劣化による見積額が1件当たり100万円未満は指定管理者であるという記載は適用されないということでしょうか。	同じ事象が原因であっても、被害の状況等により判断が異なる場合があるため、その都度、県と指定管理者で協議するものとなります。

8	<p>募集要項共通編 18 ページ (2) 申請者が備えるべき資格等 ② エ</p>	<p>「次の(3)1オに掲げる書類については、構成団体それぞれについて提出してください。」とありますが、(3)1オの記載がありませんので、提出書類内容を示していただきたい。</p>	<p>以下のとおり訂正します。</p> <p>次の(3)①エに掲げる書類については、構成団体それぞれについて提出してください。また、(3)①ウに掲げる書類については、代表企業について該当するものがある場合にのみ提出してください。</p>
9	<p>募集要項共通編 36 ページ 審査の基準</p>	<p>審査項目の中で、「駐車場一部有料化の試行または有料化社会実験に関して、実現可能な提案内容となっているか」とありますが、春の有料化社会実験では利益率-40%以上の赤字になりました。今回の提案においてこの程度の赤字は許容されるということでしょうか？また仮に赤字が許容される場合、他の自主事業からの補填が必要となり「適切な自主事業となっているか(今まで以上のサービス水準が示されているか)」という項目の提案は出来なくなってしまう。それぞれ20点の配点となっていますが、今まで以上の自主事業のサービス向上を選択し、有料化の提案については「提案できない」と記入して応募することは可能で、単に「施設の活性化に寄与する新たなチャレンジ性のある提案」に関する評価点が無くなるだけで、選定の是非に大きく影響するものではないという認識で宜しいでしょうか？</p>	<p>自主事業にあつては、申請者が提案される事業計画書について、募集要項共通編 36 ページに示す審査内容(事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること)に沿って審査を行います。</p>
10	<p>募集要項共通編 44ページ 維持管理基本水準書 湖岸緑地(生川木戸川地区:木戸)</p>	<p>管理項目、管理施設工、公衆トイレ清掃の細目「固定 汲み取り」「基」とあるが、「固定 水洗」「棟」の認識でよろしいか。 また、下水道処理なので、管理項目の公衆トイレ汲み取りは、不要という認識でよろしいですか。</p>	<p>「固定 水洗」「棟」に訂正します。また、下水道処理のため、汲み取りは不要です。</p>
11	<p>募集要項共通編 46ページ 維持管理基本水準書 尾花川公園</p>	<p>①給水ポンプ施設が見受けられない事から、水道本管からの直圧式で上水道を使用していると思われますので、給水ポンプ設備点検の項目は、不要という認識でよろしいですか。 ②管理項目、遊具等施設、砂場 1 基となっていますが、2 基の認識でよろしいですか</p>	<p>①給水ポンプ設備点検は不要です。 ②砂場は「2基」に訂正します。</p>

12	申請様式集 5ページ 4 実施計画	本公園内における年間維持管理計画表を提出 年間作業計画（平成31年～平成35年度分）を作成するとあるが、令和6年～ 令和10年の認識でよろしいか。	当該申請様式を訂正します。 年間作業計画は「令和6～10年度分」を 作成してください。
13	申請様式集 25ページ 様式第3号(2)	有料駐車場の社会実験で湖岸緑地北大津地区（下坂本公園）となっているが 、場所を限定した特別な理由があればお教えください。	湖岸緑地の大津地域において、駐車場に関 するトラブルの発生や、繁忙期の駐車場対 策が必要な箇所を検討し、北大津地区（下 坂本公園）を選定しました。